

給実甲第 1 3 5 9 号

令和 7 年 4 月 2 5 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 1 1 2 6 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 1 2 6 号（人事院規則 9—8 2（俸給の半減）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 4 条関係 1 この条の「その他の勤務しない日」には、年次休暇（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 3 3 号。以下「勤務時間法」という。）第 1 7 条に規定する年次休暇をいう。以下同じ。）又は特別休暇（勤務時間法第 1 9 条に規定する特別休暇をいう。以	第 4 条関係 1 この条の「その他の勤務しない日」には、年次休暇（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 3 3 号。以下「勤務時間法」という。）第 1 7 条に規定する年次休暇をいう。以下同じ。）又は特別休暇（勤務時間法第 1 9 条に規定する特別休暇をいう。以

下同じ。)を使用した日、<u>育児時間（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第26条第1項に規定する育児時間をいう。以下第3項において同じ。）の承認を受けて勤務しない日等</u>が含まれる。 2 （略） 3 前項第2号の病気休暇等の日以外の勤務しない日には、年次休暇又は特別休暇を使用した日、<u>育児時間の承認を受けて勤務しない日等</u>が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。	下同じ。)を使用した日<u>等</u>が含まれる。 2 （略） 3 前項第2号の病気休暇等の日以外の勤務しない日には、年次休暇又は特別休暇を使用した日<u>等</u>が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。
--	--

以 上